

かわさきパラムーブメント広報支援業務委託に関する業者選定実施要領

1 件名

かわさきパラムーブメント広報支援業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

3 履行場所

川崎市市民文化局パラムーブメント推進担当ほか

4 参加資格

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) プロポーザル実施日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格名簿に業種99（その他）・種目08（広告代理店）で掲載されている者。

5 契約方法及び業務規模概算額

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式（随意契約）

(2) 業務概算額

3,014,000円（消費税及び地方消費税を含む）以下

6 提出書類

(1) 企画提案書

【提案を求める内容】

ア 当該業務に対する考え方、取組の基本姿勢、スケジュール

イ 仕様書5（1）市民向けチラシの作成

- ・市民の目を引くようなチラシのサイズや紙質等の提案をすること。
- ・かわさきパラムーブメントを端的にわかりやすい言葉で説明すること。
- ・ビジュアルやレイアウトイメージを提案すること。
- ・チラシ作成後の活用方法を提案すること。

ウ 仕様書5（2）パラムーブメント事業の説明用冊子の作成

- ・市民の目を引くような冊子のサイズや紙質等の提案をすること。
- ・ビジュアルやレイアウトイメージ、構成等を提案すること。
- ・冊子作成後の活用方法を提案すること。

- エ 仕様書 5 (3) 既存の広報物等を活用した広報の助言
 - ・現在パラムーブメント推進担当が持っている SNS や動画を活用した広報の具体的な手法についての提案をすること。
- オ 仕様書 5 (4) 市民等の行動につながるような広報の助言
 - ・市民や企業・団体等がかわさきパラムーブメント理念に即した行動につながるような広報手法について提案すること。
- カ 仕様書 5 (5) その他広報に関する助言
仕様書で定める以外の貴社の強味を活かした効果的な広報があれば提案すること。

(2) 見積書

内訳がわかるように見積額とその積算の根拠を示し提出してください。また、企画内容は見積額とバランスが取れたものとしてください。

(3) 業務実施体制表

(4) 会社概要 (パンフレット等)

7 企画提案書等の書式等

(1) 書式

企画提案書の書式は任意によるものとし、A4サイズで提出してください。

(2) 枚数

企画提案書の枚数は10枚以下とします。(表紙、見積書を含まず)

(3) 提出部数

- ア 企画提案書 7部
- イ 見積書 1部
- ウ 業務実施体制表 1部
- エ 会社概要 (パンフレット等) 7部

(4) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は、返却いたしません。なお、提出された企画提案書等は、提出者に無断で選定以外の目的には使用いたしません。
- イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 企画提案書等は、あくまでも本業務委託の選定業者候補を決定するための資料であり、企画提案書等の内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。
- エ 企画提案書等の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- オ 企画提案書等に記載した担当予定者は原則として変更できません。退職等やむを得ない理由により変更を行なう場合には、本市の了解が必要となります。

カ 企画提案書等の作成に係る費用は、事業者の負担とします。

キ 提出物は、川崎市情報公開条例(平成13年3月29日条例第1号)の対象になります。

8 委託業務及び企画提案書等に関する質問の受付について

委託業務及び企画提案書等に関する質問については、電子メールによる送付のみ受け付けします。質問の受付は、令和4年8月22日(月)から8月31日(水)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)とします。なお、質問に対する回答は、令和4年9月2日(金)に質問内容及び回答ともに全ての業者に電子メールで送付します。

9 参加資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書を提出された事業者には、令和4年8月29日(月)に参加資格確認結果通知書(様式5)を交付します。交付方法は電子メールでの送信を基本とします。

10 企画提案書等の提出

令和4年8月29日(月)から令和4年9月8日(木)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)に、市民文化局パラムーブメント推進担当あてに企画提案書等を持参又は郵送してください。

※郵送の場合、令和4年9月8日(木)必着

11 企画提案の辞退

企画提案を辞退される場合は、令和4年8月29日(月)から令和4年9月8日(木)までの午前9時から午後5時まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く)に市民文化局パラムーブメント推進担当あてに辞退届(様式4)を持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合、令和4年9月8日(木)必着

12 企画提案会(プレゼンテーション)

(1) 日時

令和4年9月14日(水) 午前9時から

※応募事業者数により変動する可能性があります。

(2) 場所

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル9階

(3) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施します。

(4) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションは、企画提案書に基づき各社20分以内(説明10分、質疑応答10分)で行います。

イ 契約後に本業務に携わる人が企画提案書の作成及びプレゼンテーションに参加して

ください。なお、出席者は2名以内とします。

※プレゼンテーションは提出された企画提案書で行うものとし、パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。

(5) 企画提案の評価

プロポーザルの評価は次の項目に基づき行い、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者候補とします。

ア 事業目的

イ 企画提案の内容

- ・独創性
- ・具体性
- ・実現性

ウ 知識、能力及び実績

エ 実施体制及び作業スケジュール

オ 企画内容と見積書の整合性

(6) 最高評価点が同点だった場合

最高得点の評価提案者が複数あった場合には、次の選考過程により最終順位を確定します。

ア 「企画提案の内容」の合計点数が最も高い者

イ 上記アに該当する者が複数ある場合には、「独創性」の点数が最も高い者

ウ 上記ア、イでも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する

(7) 実施結果

プロポーザルの実施結果について、終了後本担当のホームページで公表します。

(8) その他

プロポーザル評価委員会は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月19日条例第3号）第5条第3号の規定に基づき非公開とします。

1.3 選考結果通知

選考結果については、令和4年9月下旬以降に提案者すべてに郵送で通知します。また、川崎市ホームページで公表します。

なお、選考結果等についての電話・電子メール等での問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

1.4 その他

書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。また、提出いただいた企画提案書等は返却しません。

1 5 事務局（問い合わせ先及び提出先）

川崎市川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 9 階

市民文化局パラムーブメント推進担当 田中・柴田担当

電話番号 044-200-0809 電子メールアドレス 25para@city.kawasaki.jp

1 6 契約手続等

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約締結に向けた手続を進めます。
- (2) 契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。
- (3) 契約保証金は免除とします。
- (4) 契約書の作成は必要とし、契約書類作成等に係る費用は、事業者の負担とします。
- (5) 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
URL: <http://www.city.kawasaki.jp/233300/>
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (7) 関連情報を入手するための窓口は 1 5 と同じです。